

福岡県公報

平成二十五年四月二十三日
第三千四百九十号
増刊
①

目次

教育委員会

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課) …………… 一

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年四月二十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第四号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

糸島市白糸

〃 王丸

糸島市王丸

長糸小学校白糸分校

怡土小学校王丸分校

怡土小学校王丸分校

を

に

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月二十三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 直方市の項中

社会保険筑豊病院

直方市大字山部七六五一

を

社会保険直方病院

直方市須崎町一一一

に改め、

二 老人ホームの項中

特別養護老人ホーム好日苑

〃 〃 曾根新田北三二二一

を

社会福祉法人双葉会特別養護老人ホーム双葉苑

〃 〃 長行東三丁目一三番一七号

特別養護老人ホーム好日苑

〃 〃 曾根新田北三二二一

に改める。